

「住民合意のない区画整理」反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会 2019 (R元) 10/22No.253 世話人: 山下一夫 羽東 1

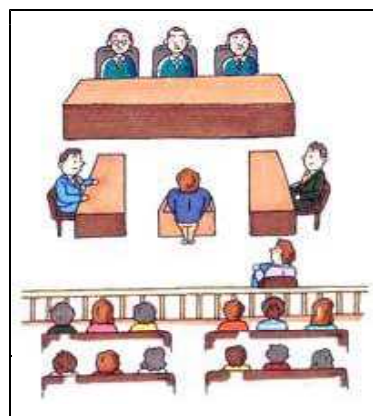
2015年(平成27年)6月、住民121人で提訴した「第2回事業計画変更決定取り消し訴訟」と、その「東京高裁・控訴審」報告

市は、「第3回事業計画変更をしたので、住民の訴えを却下するように」と、裁判所に「申立書」を提出。
しかし裁判長は、住民側の主張に反論するよう促した。

一 裁判の経過 一

○ 住民、東京地裁に提訴

2015年6月8日:住民(原告)121名が「第2回事業計画変更決定の取り消し」を求め提訴。
16回の口頭弁論、苦しみや違法を訴えた約40名の「陳述書」、違法に関する沢山の証拠を提出。また、東京都を呼びだし、3回に及び協議を行った。



裁判の風景

○ 東京地裁 判決

本年(2019年)2月22日:羽村市に対し、資金計画やあと3年で終了という事業期間が非現実的として、「違法・取り消し」の判決を下した。

○ 東京高裁・控訴審

3月6日:羽村市は、地裁の判決を不服として、東京高裁に「控訴」。

その上、羽村市は5月20日、住民や地権者に説明も承諾もなく突如、事業期間を15年延長、事業費66億円増加、総額436億円とする「第3回事業計画変更」を公告・決定した。



あと3年で終わる計画だったが、事業が進まず、市は無駄な事業を強行するため、集団移転を使い、15年延長した。まだ住民を苦しめる気か！
羽村市は、住民の生活や命のことなど全く考えていない。
川崎一丁目では、まるで、誰も住んでいない山を造成するような工事が行われている。こんな工事が何故、必要なのか！
生活してきた「まち」の面影もなくなってしまう。

- 6月3日:市は「第3回の事業計画変更をしたので、第2回 変更計画の効力は失効したのだから、住民の訴えを却下するように。」と、東京高裁に「申立書」を提出した。
- 7月29日:私たち住民側は、市の「控訴理由書」に対し、32ページに及ぶ「控訴答弁書」を提出。

- ・ 7月29日：東京高裁・第1回口頭弁論にて、裁判長は羽村市に対し、住民側が提出した「控訴答弁書」に反論するよう促した。
- ・ 9月24日：羽村市は、東京高裁に「反論書」を提出。
- ・ 10月9日：我々は市の反論に対する「答弁書」と証拠、合わせて住民の開示請求に、市が黒塗りで出した「通常移転で79年、集団移転等で30年かかる」とした、平成26年策定の「移転実施計画」を開示・提出するよう「申立書」を提出。
- ・ 10月9日：東京高裁・第2回口頭弁論にて、裁判長は羽村市に住民側が述べた第3回計画変更の違法性に対し、反論するよう促した。

次回、第3回口頭弁論は、12月11日（水）10：30からです

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

期間15年延長の「第3回事業計画変更」に対しても、新たに東京地裁に提訴します

第3回事業計画変更も、1000戸の取り壊しや移動する計画で、住環境や生活を破壊する計画に変わりありません。取消を求め、東京地裁に提訴します。

羽村駅西口区画整理は、必要性、実現性、住民合意のいずれもが欠けています。私達はあらゆる機会をとらえ、あらゆる方法で反対を表明し、現道を活かした住民負担のない「まちづくり」を求めています。

◎「訴訟委任状」の第2回集約は、11月5日（火）までとしました。

- ・ 原告希望の方は、「委任状」に自筆で署名と2ヶ所の押印（同じ印）で、11月5日（火）迄に、下記ポストまでお願い致します。裁判費用は、後日集めます。
- ・ 原告希望の方は、原告の人数にもよりますが、裁判所への費用7000円と弁護士さんの着手金を含めて、一人1万円とします。

～「委任状」希望の問い合わせや、「委任状」を入れるポスト～

山下 一夫 羽東 1 山崎 陽一 羽東 2 島谷 晴朗 羽東 1 塩野 充子 川崎 1	浅井 新太郎 羽東1 神屋敷 和子 羽東2 秋山 純子 羽東 2 清田 敏雄 川崎 1
--	--

八王子の滝山城や高月城を見渡した川崎西公園は、面影もない！



2009年(H21)4月14日撮影



2019年(R元)10月20日撮影(家が建ち並ぶ)